

Q 「出産応援給付金」「子育て応援給付金」をもらうためにはどうすればよいですか？

A 対象となる方には面談をしますので、申請書を必ず提出してください。申請受理後、1～2か月を目途に申請時に指定した口座に順次振り込みます。

Q 面談はどこで、誰が受ければよいですか？

A 1回目：妊娠届を出した時にそのまま市役所で妊婦さんに面談をおこないます。  
2回目：対象の方にアンケートを送付します。希望者には面談をします。  
3回目：赤ちゃん訪問として自宅へ訪問し、その場で赤ちゃんの養育者と面談をします。  
面談には夫・パートナー・同居家族も一緒に面談をすることができます。

Q 里帰りなどで伊東市から転出したり、伊東市に転入してくる場合などはどうしたらいいですか

A 転入前の市町村で受給していない場合は、伊東市で面談を受けてから、申請・受給してください。伊東市で受給しない場合は、転出先の市町村にお申し出ください。

Q 流産・死産となった場合でも受給できますか？

A 妊娠届届出後、流産・死産となった場合、出産応援給付金のみ支給対象となります。不明な点がある場合は、子育て支援課までお問合せください。